

平成31年(ワ)第7175号 外2件 損害賠償等請求

被告 学校法人東京医科大学

第2準備書面

2019(令和元)年10月25日

5 東京地方裁判所民事 第25部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 櫻町 直樹



ほか

10 第1 入学検定料・実費請求と、不合格慰謝料との関係について

1 入学検定料・交通費等実費請求の根拠

- (1) 原告らは、2019(令和元)年10月2日付第1準備書面において、被告の行った入学者選抜手続全体が、「性別等によって受験生を差別する「属性調整」を前提とした著しく不公正、不公平な入学者選抜を行うことを、(試験実施に先立って)予め決定していたにもかかわらず、これを秘して実施された」ものであり、全体として
15 一個の不法行為と評価すべきである旨、主張した。
- (2) 本来、公正、公平になされて初めて成り立つべき入学者選抜において、女子合格者数を抑制することを目的とする明確な女性差別の意図に基づき、属性調整を行うことを予め組み込んだ本件入学者選抜は、何ら正当化の余地がない違法なもので
20 あって、その実施自体が不法行為にあたるというべきである。
- (3) 原告らと被告との間には、いわゆる「受験契約」(大学側は、ペーパーテストや面接等の試験によって公平、公正な学力審査を実施(し、入学者を選抜)するという債務を負う。)が成立しているところ、前述のとおり、本件入学者選抜を実施すること自体が不法行為にあたるというべきであるから、受験契約に基づき被告が負う
25 債務は、当初から「債務の本旨」に従った履行が不可能(その意味で「原始的不能」)なものであったといえる。

(4) ここで、原告らが支払った入学検定料は、「公正、公平な学力審査を受けること（そして、入学者として選抜されること）」の対価なのであって、被告が実施したような違法な入学者選抜は、その対価を受けるに値しないというべきである。

5 (5) 仮に、原告らが、被告の入学者選抜がそのような違法なものであることを事前に知っていたならば、当然、被告の入学者選抜に応募することもなく、入学検定料を支払うことも、交通費等の実費を支出して受験に向かうこともなかった。

10 (6) しかし、被告が、女子合格者抑制の目的を達するために、あたかも「公正かつ妥当な方法」にそくした適切な体制を整えて実施されるかのように装い受験生を募集した結果、原告らは公正、公平な入学者選抜が実施されるものと誤信して、被告の入学者選抜に出願し、入学検定料を支払い、受験のため交通費等の実費を支出したのであるから、原告らは被告の不法行為によって、入学検定料及び実費相当額の損害を受けたものであり、相当因果関係が認められるというべきである。

2 不合格慰謝料との関係

15 (1) 仮に、原告らが、被告の入学者選抜が違法なものであることを事前に知っていたならば、当然、被告の入学者選抜に応募することもなく、入学検定料を支払うことも、交通費等の実費を支出して受験に向かうこともなかった。

(2) 被告の行った一連の不公正・不公平な入学者選抜と、それにより本来合格すべきであった原告らの一部が「不合格」の烙印を押されたことに対する慰謝料（不合格慰謝料）との間に、相当因果関係があることは明らかである。

20 (3) なお、不合格慰謝料は、「合格」を前提とする、遡れば「受験」を前提とするものである以上、不合格慰謝料を請求することと、入学検定料や実費相当額の賠償を求めることは、論理的に両立しないのではないかと、とも考えられる。

(4) しかしながら、上述のとおり、被告の実施した本件入学者選抜は、属性調整を前提とした違法なものであり、入学検定料という対価を得るに値しないのであるから、入学検定料及び実費相当額を損害として請求することと、不合格慰謝料を請求することは矛盾しないというべきである。

25

- 5 (5) 例えるなら、ある食品メーカーが、食中毒発生の可能性を十分に認識しながら、消費期限等の表示を偽装して食品を販売した場合に、当該食品を購入して食べた消費者に食中毒が生じたとして、当該消費者は食品メーカーに対し、治療費や食中毒に罹患したことの慰謝料だけでなく、食品購入のために支払った代金相当額
- 10 (6) すなわち、食品購入のための代金は、本来、当該食品が消費者の生命や身体、健康に害を及ぼすことのない、「安全なものであること」を当然の前提として支払われるものである。
- 15 (7) しかるに、食品メーカーが、食中毒が発生する可能性を認識しながら、故意に消費期限等の表示を偽装した食品を販売した場合、そのような販売行為は不法行為にあたり、消費者は支払った対価に見合う便益を得られていないのであるから、食品メーカーは不当に代金を収受し、他方、消費者は食品メーカーの不法行為によって代金相当額の損害を受けたといえるからである。
- 20 (8) この場合に、食中毒に罹った消費者が慰謝料を請求したとして、「慰謝料の請求は、食品を費消したことが前提になるから、代金相当額については損害賠償を請求することはできない」という結論が不当であることは明らかであろう。
- 25 (9) 同様に、被告の本件入学者選抜は、実施に先立って「女子合格者数の抑制」という不公正・不公平な目的のために属性調整を行う体制づくりが予めなされていたものであり、直接的な女性差別の不法行為に該当するものであって、それを認識しつつ入学者選抜を実施した被告は、入学検定料を「正当な対価」として収受することはできず、不合格慰謝料を請求している原告らにおいても、入学検定料及び実費相当額を損害として請求ができるというべきである。
- (10) この点について、米国学校法人ユナイテッド・ステイツ・インターナショナル・ユニバーシティ (USIU) が日本校を開設するにあたり、学生らに行った表示及び説明に虚偽又は誇大な点があったとして同大学の不法行為責任を認めた裁判例 (大阪地判平成7年5月23日判タ886号196頁) は、「虚偽又は

誇大な表示及び説明並びに日本校閉校決定と相当因果関係にある損害としては、その支出した受験料、入学金、授業料及び施設費のうち、いかなる割合において相当因果関係を有するかは、必ずしも明確にしえない」としたが、受験料と授業料の両損害が両立することを前提に、ただその割合が確定できないとして、慰謝料においてその財産的損害を斟酌し学生らに120～150万円の慰謝料を認めた。

5 (11) この裁判例では、大学の入学者選抜募集の段階において、虚偽（又は誇大な説明）があり、そのことを知らない受験生らが当該大学を受験し、当該大学に入学したことを前提に、入学者らは、入学検定料等の損害賠償を求めた。

10 (12) つまり、「受験者募集段階における欺罔行為」があり、誤信して受験した者が、入学検定料や不合格慰謝料という「受験・合格を前提とした損害」を請求している点で本件と共通するところ、上記大阪地判は、入学検定料や授業料相当額の損害が、大学の不法行為（入学者選抜募集の段階において、虚偽（又は誇大な説明））と、相当因果関係を有することを前提とした判断をしている。

15 (13) そもそも、被告が本件入学者選抜でおこなった属性調整は、女子合格者数を抑制する目的で、二次試験の小論文の点数について一律で約0.8を乗じて減点した後、一定の男性受験生のみを加点し、女子受験生は加点対象から外すという属性調整を行ったものであり、その意味において（男子受験生も含む）「すべての」二次試験受験生が被害を受けたものであって、本来、あってはならないことである。

20 (14) 被告は、計画当初から組み込まれたこの差別的な属性調整を最後まで貫徹し、その結果、女子合格者数を目的どおり抑制したものであるから、その違法性は強い非難に値する。

25 (15) そのような事実を知らず、公正、公平な受験であることを信じて対価として支払ってしまった入学検定料は、まさに「損害」と評価されなければならないものであり、被告が、騙された受験生たちから収受した入学検定料という対価を

利益として得ることは、許されないものである。

(16) なお、原告らは、本件入学者選抜手続きについて「無効」を前提に入学検定料の「返還」を主張しているのではなく、本件入学者選抜が不法行為にあたるとして、入学検定料相当額の「損害賠償」を請求している。

5 (17) 以上のとおり、入学検定料及び交通費等実費相当額の損害と、本来であれば合格していたことを前提とした不合格慰謝料とは両立するものであり、いずれも損害として請求し得るものというべきである。

(18) 付言すれば、被告が再判定を行った行為は、あくまでも被告が自らおこなった不法行為を自主的に是正するための行為であり、当初の入学検定料の支払いに
10 対応するものではない。

(19) 不合格慰謝料を請求している原告らは、再判定による合格結果をその請求の前提としているが、当初の入学検定料の支払いに対応する債務は履行されていないのであり、被告の本件入学者選抜行為によって、依然、入学検定料相当額を喪失したまま（損害を受けたまま）であることに変わりはない。

15 第2 訴えの変更について

原告らのうち、被告から受験年度・方式について「否認」となっている者については、現在、受験年度等を確認中であるところ、確認作業未了の原告がいるため、訴えの変更申立書はおって提出予定である。

以上